

第5次佐賀県障害者プラン
第6期佐賀県障害福祉計画
第2期佐賀県障害児福祉計画

＜令和4年度実績＞

健康福祉部障害福祉課
令和5年11月10日

障害者プランとは

障害者基本法(第11条第2項)に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的考え方や施策の方向及び達成すべき福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害者施策の総合的、計画的な推進を図るため定めた計画

<計画期間:R3~R8年度(6年間)>

※ 政府が策定した、「障害者基本計画」を基本として策定

プランの基本的考え方

1 基本理念

「県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会」を目指します。

2 基本目標

- I 地域で安心して暮らしている
- II 地域で働き、生きる喜びを感じる
- III 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

障害福祉計画とは

障害者総合支援法(第89条)に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な確保のために定めた計画

障害児福祉計画とは

児童福祉法(第33条の22)に基づく、障害児通所支援等の提供体制の計画的な確保のために定めた計画

※ 厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して策定

(参考)

第1期障害福祉計画 : 平成18(2006)年度～平成20(2008)年度
第2期障害福祉計画 : 平成21(2009)年度～平成23(2011)年度
第3期障害福祉計画 : 平成24(2012)年度～平成26(2014)年度
第4期障害福祉計画 : 平成27(2015)年度～平成29(2017)年度

第5期障害福祉計画 : } 平成30(2018)年度～令和2(2020)年度(3年間)
第1期障害児福祉計画 : }
第6期障害福祉計画 : } 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度(3年間)
第2期障害児福祉計画 : }

計画の目的

障害福祉計画

障害児福祉計画

障害者プラン(根拠:障害者基本法)の基本理念である、『県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会』を実現するため、生活支援である障害福祉サービス、相談支援、居住支援、障害児通所支援等の計画的な確保を図る。

障害者プランと福祉計画の関係

第5次佐賀県障害者プラン

【位置づけ】

障害者の自立及び社会参加の支援等のため、障害者基本法第11条に基づき、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害者福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのもの

【計画期間】 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度(6年間)

(施策の体系)

I 地域で安心して暮らしている

1. 生活支援
2. 保健・医療
3. 生活環境
4. 安全・安心

II 地域で働き、生きる喜びを感じる

1. 雇用・就業
2. 文化芸術活動・スポーツ
3. 情報アクセシビリティ

III 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

1. 教育
2. 広報・啓発活動の推進
3. 差別解消及び権利擁護等の推進

実施計画

第6期佐賀県障害福祉計画 第2期佐賀県障害児福祉計画

【位置づけ】

障害者プランに掲げる生活支援の事項中、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する実施計画的な位置づけ

【根拠法】

障害者総合支援法第89条
児童福祉法第33条の22

【計画期間】

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
(3年間)

令和4年度実績

障害者プラン

1 生活支援

事 項	第5次策定時 (R1年度)	目標 (R8年度)	実績 (R4年度)	進捗
障害者グループホームの定員数	1,761人	2,155 上方修正	2,352人	◎
障害児通所支援事業所数	193カ所	300カ所 上方修正	340カ所	◎
強度行動障害支援者研修受講者数	1,543人	2,503人	1,998人	○
サービスの質の向上を図るための体制構築	体制無	体制有	体制有	◎

2 保健・医療

事 項	第5次策定時 (R1年度)	目標 (R8年度)	実績 (R4年度)	進捗
医療型レスパイト施設の設置数	4圏域に7カ所	8カ所以上（全5 圏域に1カ所以上）	4圏域に8カ所	○
難病相談支援センター利用者満足度調査における「満足」「ほぼ満足」の回答率	100%	100%	100%	◎
統合失調症の入院患者数	1,732人	減少	1,583人	○
心の健康づくり実行宣言事業所の数	156カ所	160カ所	155カ所	△
精神病床における入院後12か月時点の退院率	86% (H29年度)	92%	86.3%	△
入院中の精神障害者のうち、高齢5年以上入院からの退院者数	133人	増加	114人	△

3 教育

事 項	第5次策定時 (R1年度)	目標 (R8年度)	実績 (R4年度)	進捗
特別支援学校高等部の生徒における就職者率	33.3%	37.2%	32.9%	△
特別支援学校児童生徒の居住地校交流実施率	26.7%	31.3%	26.4%	△

4 文化芸術活動・スポーツ等

事 項	第5次策定時 (R1年度)	目標 (R8年度)	実績 (R4年度)	進捗
日常的にスポーツに親しむ障がい者の割合	28.6%	42%以上	40.3%	○
佐賀県障害者芸術文化活動支援センターの設置	設置	設置	設置	◎
字幕・手話入りDVD等貸出数	103件	360件	131件	△

5 雇用・就業等

事 項	第5次策定時 (R1年度)	目標 (R8年度)	実績 (R4年度)	進捗
障害者の法定雇用率達成企業割合	68.7%	73.9%	66.6%	△
県庁における福祉施設からの調達額	40,356千円	58,000千円	46,846千円	○
一般就労への年間移行者数	136人	207人	133人	△
就労継続支援B型等の平均工賃月額	19,260円	23,020円	19,855円	△
公的機関の障害者雇用率	県の機関及び教育委員会は、1機関で法定雇用率未達成。 市町の機関は、31機関中、20機関が法定雇用率達成。(64.5%)	県内のすべての公的機関で法定雇用率達成	県の機関及び教育委員会は、全て法定雇用率達成。 市町の機関は、30機関中、24機関が法定雇用率達成。(80%)	○
50人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	280人	350人	456人	◎
障害者就業・生活支援センター利用者の就職件数	183件	200件以上	217件	◎
障害者就業・生活支援センター1年後の定着率	81.7%	80%以上	71.2%	△

6 生活環境

事 項	第5次策定時 (R1年度)	目標 (R8年度)	実績 (R4年度)	進捗
PP（パーキングパーミット）制度 協力施設数	1,894施設	2,000施設	1,908施設	△
地域交通の見直しや利用促進に 取り組む市町の数（単年度単位）	10市町	10市町	8市町	△
高齢者人口に対する高齢者向け 住宅の割合	3.3%	4.0 (R7年度)	3.7%	○
居住支援法人の活動する市町数	3市町 (H30年度)	20市町 (R4年度)	20市町	◎
高齢者の居住する住宅におけるバ リアフリー化率	45.9% (H30年度)	75% (R7年度)	－% ※	—

※高齢者の居住する住宅におけるバリアフリー化率は国が実施する5年に一度の調査（前回：H30、次回：R5）から算出するため、R4実績は算出できない。

7 安全・安心

事 項	第5次策定時 (R1年度)	目標 (R8年度)	実績 (R4年度)	進捗
障害者も参加する防災訓練を実施した市町の数	4市町	20市町	0市町	△
グループホーム、ケアホームのスプリンクラー設置率	100%	100%	100%	◎

8 広報・啓発

事 項	第5次策定時 (R1年度)	目標 (R8年 度)	実績 (R4年 度)	進捗
「障害者月間」の認知度	16.6%	80%	20.0%	△
ヘルプマークの認知度	41.5%	80%	64.4%	○
「課外授業」実施校	・高校 38校 ・中学 43校 (H20~R1年度)	・高校 51校 ・中学 50校 (H20~R8年度)	・高校 39校 ・中学 47校 (H20~R4年度)	○

9 差別解消及び権利擁護

事 項	第 5 次策定時 (R1年度)	目標 (R8年度)	実績 (R4年度)	進捗
障害者差別解消法出前講座回数	34回	36回	15回	△
佐賀県手話言語と聞こえの共生社会 づくり条例の認知度	15.0%	80%	20.8%	△
障害のあるなしにかかわらず、ともに暮ら しやすい佐賀県をつくる条例の認知度	20.7%	80%	25.2%	△
虐待に関する出前講座回数	31回	33回	45回	◎

10 情報アクセシビリティ

事 項	第 5 次策定時 (R1年度)	目標 (R8年度)	実績 (R4年度)	進捗
手話通訳者等の登録者数	92名	130名	92名	△
要約筆記者の登録者数	36名	50名	39名	○
失語症支援者の養成研修会実施回 数	1回	1回	1回	◎
耳マークの認知度	24.1%	80%	32.5%	△

佐賀県障害福祉計画及び佐賀県障害児福祉計画

成果目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行とは、生活の拠点をグループホーム、アパート、自宅等へ移したものをいう。

【目標①】地域生活への移行者数

2019(令和元)年度末時点の施設入所者数の6.8%以上が2020(令和2)年度から2023(令和5)年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

	2019 (令和元) 年度末 入所者数	2020 (令和2) 年度	計画期間			2020(令和2)年度から 2023(令和4)年度まで の移行者数の合計	
			2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度		
目標	1,322	21(見込)	17	22	30	90	6.8%
実績		21	14	17		52	3.9%

【目標①】圏域毎実績

	2022(令和4)年度		
	目標	実績	割合
全体	22	17	77%
中部	5	6	120%
東部	4	2	50%
北部	3	3	100%
西部	3	3	100%
南部	7	3	43%

【目標①】目標未達成の要因

本人や家族が地域移行を望まないケースや、入所者・家族の高齢化や障害の重度化により地域での受け入れが困難なケースが多い。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標②】施設入所者数

2023(令和5)年度末の施設入所者数を2019(令和元)年度末時点から2.2%以上削減することを目指します。

	2019 (令和元) 年度末 入所者数	2020 (令和2) 年度	計画期間			2019(令和元)年度からの削減数	
			2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度		
目標	1,322	1,315(見込)	1,313	1,305	1,291	△31	△2.3%
実績		1,305	1,319	1,296		△26	△2.0%

【目標②】圏域毎実績

	2019年度末	2022(令和4)年度			
		目標	実績	削減数	割合
全体	1,322	1,305	1,296	△26	△2.0%
中部	502	497	493	△9	△1.8%
東部	145	143	152	7	4.8%
北部	228	225	211	△17	△7.5%
西部	143	138	134	△9	△6.3%
南部	304	302	306	2	0.7%

①福祉施設の入所者の地域生活への移行のための取組

■相談支援の充実

- ・ 障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口の機能の充実を図ります。

具体的には、全ての総合相談窓口で専門家が365日対応できる体制整備のため、総合相談窓口へ障害者相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣を行っている。

■施設退所後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備

- ・ グループホーム整備に係る補助制度を設けており、補助制度の周知やグループホーム開設に向けたアドバイス等の支援を行ったことにより、グループホームの整備は概ね順調に進んでいる。

○グループホームの箇所数及び定員数

		2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
箇所数	目標	284箇所	295箇所	305箇所	315箇所	325箇所
	実績			344箇所	369箇所	
定員数	目標	1,761人	1,795人	1,855人分	1,915人分	1,975人分
	実績			2,185人分	2,353人分	

①福祉施設の入所者の地域生活への移行のための取組

■重度障害者の支援体制の整備

- ・ 重度障害者グループホーム整備に係る補助制度を設けており、令和2年度末までに補助を行った箇所により目標を上回ったが、その後伸び悩んでいる。

○重度障害者向けグループホームの箇所数

		2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
箇所数	目標	7箇所	8箇所	10箇所	11箇所	12箇所
	実績			8箇所	10箇所	

■レスパイトの充実

- ・ 平成29年度に医療型短期入所事業所の体制整備に係る補助制度を設けるなどの取組を行った結果、令和3年度に新たに1箇所整備され、目標を上回っている。

○医療型短期入所事業所の箇所数

		2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
箇所数	目標	6箇所	7箇所	6箇所	7箇所	7箇所
	実績			8箇所	8箇所	

①福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る評価と対応方針

2022(令和4)年度評価

グループホームの整備やレスパイトの充実といった取組は順調に進んでいるものの、地域生活への移行者数については、本人や家族が地域移行を望まないケースや、入所者の高齢化や障害の重度化により地域での受け入れが困難なケースが多く、目標を下回っている。

今後の対応方針

グループホームの整備については、県全体としては目標を達成している一方、地域間の偏在や精神障害者や重度障害者等が利用できるグループホームが不足しているなど課題もある。施設整備費補助の採択にあたって、これらを優先的な協議対象とするなど更なる整備促進を図る。

また、レスパイトの充実については引き続き取組を継続する。

② 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標①】

2023(令和5)年度の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を311日以上とすることを目指します。


		2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
退院後1年 以内の 平均生活日数	目標	⇒	⇒	⇒	⇒	311日
	実績	324日	未公表	未公表	未公表	

※厚生労働科学研究班により算出された最新データが2019年の実績であり、以降は公表されていない。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標②】長期入院患者数

2023(令和5)年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を2019(令和元)年度末の2,298人から減少させることを目指します。

		2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
精神病床 における 1年以上長 期入院患 者数	目標	減少 させる				
	実績	2,298人	2,253人	2,232人	2,107人	

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標③】入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率

2023(令和5)年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を86%以上、1年時点の退院率を92%以上とすることを目指します。

		2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
3か月 時点	目標	60.80%	⇒	⇒	⇒	69%
	実績		未公表	未公表	未公表	
6か月 時点	目標	78.50%	⇒	⇒	⇒	86%
	実績		未公表	未公表	未公表	
1年 時点	目標	85.80%	⇒	⇒	⇒	92%
	実績		未公表	未公表	未公表	

※厚生労働省の統計データにより実績が把握できる指標であり、令和元年度の公表データが最新となっているため、以降の実績を現時点で把握できない。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための取組

■精神疾患に関する正しい理解の普及啓発の推進

- ・ 精神疾患に関する正しい知識の普及、差別や偏見の解消を目的に、関係機関である精神保健福祉協会、精神保健福祉連合会や自助グループ等と連携し、精神保健福祉大会、研修会等を開催した。

■保健・医療・福祉関係者による協議の場の円滑な実施のための働きかけ

- ・ 精神障害者の地域移行に関わる保健医療福祉関係者での地域課題に対する協議の場を設置している。
- ・ 措置入院者退院後支援事業は、入院早期から関わることにより障害者と支援者による個別支援の協議の場となり、障害者にとっても支援者やサービスを知り活用するきっかけとなっている。

■退院後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備

- ・ グループホーム整備に係る補助制度を設けており、補助制度の周知やグループホーム開設に向けたアドバイス等の支援を行ったことにより、グループホームの整備は着実に増加している。

○主として精神障害者のみが利用できるグループホーム数

		2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
箇所数	目標	32箇所	34箇所	36箇所	38箇所	40箇所
	実績			32箇所	37箇所	

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための取組

■医療機関への1年以内の退院促進の働きかけ

- ・ 精神医療審査会において医療保護入院者の医療の適正化に努めた。
- ・ 措置入院者退院後支援事業を精神保健福祉センターの退院支援員を中心に保健福祉事務所や地域支援者等と取り組んだ。

■研修会の実施

- ・ 3年ぶりに佐賀県精神保健福祉大会を開催し、一般県民に対し、こころの健康についてのビデオメッセージの放映、精神障害の方の作品販売・展示等を実施した。

■精神科救急医療システム体制の整備事業

- ・ 精神科救急情報センターにおける緊急時対応及び、かかりつけ医による救急体制の整備を図るために、精神科救急情報センター、佐賀県精神科病院協会などの関係機関及び庁内関係各課と事例検討会等を行った。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る

評価と対応方針

2022(令和4)年度評価

協議の場における関係機関の連携、措置入院者退院後支援事業等に取り組んだ結果、「長期入院患者数」については減少している。

今後の対応方針

引き続き、目標達成に向け、

- ・精神疾患に関する正しい理解の普及啓発の推進
- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の円滑な実施のための働きかけ
- ・退院後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備等の取組を継続する。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【目標①】

2023(令和5)年度末までの間、地域生活支援拠点等(多機能拠点整備型又は面的整備型)を障害保健福祉圏域ごとに1つ以上確保し、その機能等が維持されることを目指します。

○地域生活支援拠点等の整備数(令和4年度末時点)

圏域	中部	東部	北部	西部	南部
箇所数	2	1	0	0	1

【目標②】

各圏域の自立支援協議会の拠点部会等において、年に1回以上は拠点等が有する機能の充実に向けた検証、検討を実施します。

(検証・検討の状況)

拠点を整備している圏域自立支援協議会において、拠点機能を維持していくための検討や課題共有は行われているものの、機能充実に向けた検証・検討までは至っていない。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実のための取組

拠点等の機能の充実にあたっては、県自立支援協議会において、他地域の好事例（優良事例）の紹介、現状や課題等を把握し共有するなど、継続的な支援を行います。

また、拠点等の円滑な利用を促進するため、取組情報を幅広く周知することに努めます。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る評価と

対応方針

2022(令和4)年度評価

平成28年度から県及び各圏域の自立支援協議会において、拠点整備に向けた協議を続けてきたが、整備状況としては5圏域中、中部、東部、南部の3圏域で計4拠点となっており、北部圏域と西部圏域が未整備である。

今後の対応方針

引き続き、目標達成に向けて、未整備となっている北部圏域及び西部圏域の自立支援協議会に対する助言や情報提供を行う。

なお、北部圏域においては、作業部会での協議が進められており、令和5年度中に協議が完了し整備となる見込み。

④ 福祉施設から一般就労への移行

④福祉施設から一般就労への移行

【目標①】

福祉施設の利用者のうち、2023(令和5)年度中に一般就労に移行する者を2019(令和元)年度実績の1.27倍以上の173人を目指します。

	2019 (令和元)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
目標	136人	153人	163人	173人
実績		137人	133人	

【目標①】目標未達成の要因

一般就労への移行に課題を抱える施設利用者が増え、企業とのマッチングに時間を要している案件等が増えてきている。

④福祉施設から一般就労への移行

【目標②】

2023(令和5)年度における一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

	2019 (令和元)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
目標	1.3割	⇒	⇒	7割
実績		(1.4割)	(1.2割)	

④福祉施設から一般就労への移行

【目標③】

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を2023(令和5)年度中に全体の7割以上とすることを目指します。

	2019 (令和元)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
目標	6.3割	⇒	⇒	7割以上
実績		(7.5割)	(6.7割)	

④福祉施設から一般就労への移行のための取組

■就労支援スタッフによる支援

- ・ 障害者就労支援スタッフが、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関と連携し、福祉施設利用者等の就労支援を行った。

■障害者就業・生活支援センターとの連携

- ・ 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施した。

■障害者就労支援チームによる就労支援

- ・ 労働局、ハローワーク等関係機関と連携して、チーム支援を行った。

④福祉施設から一般就労への移行のための取組

■障害者の就労移行・定着支援

- ・ 障害者の一般就労に向けた支援ができるよう就労移行を支援するとともに、就労に伴う生活面の課題に対応できるように就労定着支援を促進した。

■就労移行支援事業所の充実

- ・ 障害者の一般就労に向けた支援ができるよう、就労移行を支援した。

■企業への障害者雇用の働きかけ

- ・ 法定雇用率未達成企業を中心に、ハローワーク、佐賀県障害者職業センター等と連携した働きかけを通じ、法定雇用率達成に向けた取組を進めた。

④福祉施設から一般就労への移行のための取組

■障害者雇用促進企業等の登録

- ・ 県の物品等の調達において優先調達する「障害者を多数雇用している事業所等」の登録を行い、障害者雇用の理解促進を図った。

■多様な委託訓練の実施

- ・ 企業、社会福祉法人等の委託訓練先を開拓し、障害者のニーズに応じた多様な委託訓練を実施した。

■レッツチャレンジ雇用

- ・ 就職困難者（障害者、難病患者、DV被害者等）に対し、知識・技能の習得と併せて就業機会の提供を行うレッツチャレンジ雇用の周知に努めたが、令和4年度は、利用希望がなく実績無。

④福祉施設から一般就労への移行にかかる評価と対応方針

2022(令和4)年度評価

障害者就労支援スタッフによる企業・福祉施設訪問や職業訓練の活用等の就労支援を実施したが、福祉施設から一般就労に移行した人数は、目標を下回った。

障害者雇用が増加している中、一般就労に向けて課題を抱える施設利用者(雇用契約に基づく就労が困難な障害者等)が増え、企業とのマッチングに時間を要する等、更に難しくなっている。

今後の対応方針

障害者就労支援コーディネーター等が、ハローワーク等就労支援機関と連携し、福祉施設利用者就労支援を推進していく。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【目標①】

2023(令和5)年度末までに、児童発達支援センターを各圏域に少なくとも1か所以上設置することを目指します。

	中部	東部	北部	西部	南部
現状(2019)	2	1	2	0	1
目標(2023)	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上
実績(2022)	2	1	2	0	2

【目標②】

2023(令和5)年度末までに、児童発達支援センター等を活用した難聴児支援の中核的機能を果たす体制を確保することを目指します。

令和5年度中に難聴児支援のための協議会設置に向けて調整中。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【目標③】

2023(令和5)年度末までに、各圏域におけるニーズの増加に応じ、保育所等訪問支援事業所の数を増加させ、すべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。

	中部	東部	北部	西部	南部
現状(2019)	2	1	2	1	3
目標(2023)	増加	増加	増加	増加	増加
実績(2022)	5	6	3	1	3

【目標④】

2023(令和5)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数を増加させ、重度心身障害児が身近な地域で支援を受けられる体制を確保することを目指します。

		中部	東部	北部	西部	南部
児童発達支援事業所	現状(2019)	3	2	1	2	2
	目標(2023)	増加	増加	増加	増加	増加
	実績(2022)	4	2	2	2	2
放課後等デイサービス	現状(2019)	7	2	1	2	2
	目標(2023)	増加	増加	増加	増加	増加
	実績(2022)	9	2	3	2	2

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【目標⑤】

2023(令和5)年度末までに、県及び各圏域に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

(協議の場の設置)

	県	中部	東部	北部	西部	南部
目標(2023)	有	有	有	有	有	有
実績(2022)	有	有	有	有	有	有

(コーディネーターの配置)

	県	中部	東部	北部	西部	南部
目標(2023)	有	有	有	有	有	有
実績(2022)	有	無	無	無	無	無

<参考> 佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修 実績

	研修修了者 (全体)	中部	東部	北部	西部	南部	その他
R1(2019)	37	11	11	5	3	3	4
R4(2022)	21	10	5	2	0	4	0

⑤障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■障害児通所支援

- ・ 障害児通所支援事業所の開設を支援し、運営に対して助言・指導を実施した。

■障害児入所支援

- ・ 西部地域の事業者に対して医療的短期入所を行う事業所の新規開設を促すための働きかけを行ってきたが、新規開設に至らなかった。

■各種研修

- ・ 療育支援センターにおける各種研修等を通じて保育所・幼稚園・障害児入所施設・障害児通所支援事業所・放課後児童クラブ等の職員に対して支援スキルの向上を図った。

⑤障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■関係機関との連携

- ・ 母子保健法、児童福祉法等に基づく母子保健施策を所管する関係機関と連携し、ライフステージに応じた障害児支援の推進を図っている。

■障害児等療育支援事業

- ・ 県内に6か所ある事業所において、外来、訪問による療育指導、療育機関に対する支援や療育技術指導を実施した。

(実施施設は6団体:佐賀整肢学園(こども発達医療センター、からつ医療福祉センター)、若楠療育園、くろかみ学園、多機能型支援センターそら、県療育支援センター)

■医療的ケア児等の協議の場に係る取組

- ・ 県及び圏域に医療的ケア児等の協議の場を設置し、医療、保健、福祉、保育、教育の各分野の関係者で、支援についての連携強化を図っている。
- ・ 県では、令和3年度から医療的ケア児の保護者などが在宅生活における困りごとや悩みごとを相談できる専門窓口を設置していたが、令和4年度からは「佐賀県医療的ケア児支援センター」を開設し、アウトリーチによる個に寄り添った支援を充実させている。

⑤障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■発達障害児支援に係る取組

- ・ 令和2年度に、県で「発達障害児支援の再構築ビジョン」を取りまとめ、これを基にして支援体制の再構築を図るとともに、現場の課題解決につなげていく(例えば、県療育支援センターによる療育人材の育成及び関係機関のネットワーク構築・強化)。
- ・ 鳥栖市と多久市に設置している発達障害者支援センターでは、市町、医療機関、障害福祉サービス事業所、学校等関係機関との連携を図っており、本人・家族からの相談に対して、適切なアドバイスと必要な支援先への繋ぎを行っている。
- ・ 療育体制の整備については、未就学児とその保護者を対象とした「療育指導教室(わくわくキッズ)」、発達障害が原因で不登校となった小中学生に対して「フリースクールSAGA」の実施、発達障害の高校生を対象とした「佐賀プライド・プログラム」を実施するなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っている。
- ・ 保護者支援については、各圏域でペアレントプログラムを開催するとともに、県療育支援センターにおいてもペアレントトレーニングを開催している。

■障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保

- ・ 幼稚園や保育所等の職員に対する療育技術の指導を実施したり、医療的ケア児支援センターに就園コーディネーターを設置し、入園調整等の支援を実施している。

⑤障害児支援の提供体制の整備等に係る評価と対応方針

2022(令和4)年度評価

児童発達支援センターについては西部圏域のみ未設置であるが、現状で既存の児童発達支援事業所等が一定のニーズに対応していることも影響しているものと思われる。保育所等訪問支援、児童発達支援事業所については、全県域に設置された。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、「佐賀県医療的ケア児支援センター」に2名配置した。

今後の対応方針

児童発達支援センターについて、西部圏域において未設置だったが、伊万里市において、令和6年度当初の開設に向けて整備が進められているところ。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、医療的ケア児支援センターを核として、各圏域ごとに地域コーディネーターを配置し、より地域に密着したきめ細かな支援に取り組んでいく。

⑥相談支援体制の充実・強化

⑥相談支援体制の充実・強化

【目標】

2023(令和5)年度末までに、各圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制が確立されることを目指します。

【実績】

各圏域で自立支援協議会において支援体制の充実・強化に向け協議を行うとともに、困難事例などへの支援・助言を行うため相談支援アドバイザー派遣を実施。

⑥相談支援体制の充実・強化のための取組

■相談支援の充実

- ・ 障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口が整備されている。

⑥相談支援体制の充実・強化に係る評価と対応方針

2022(令和4)年度評価

県内どこに住んでいても、障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができる総合相談窓口が整備されている。

今後の対応方針

引き続き、障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を維持するとともに、その充実・強化を図る。

⑦障害福祉サービス等の質の向上

⑦障害福祉サービス等の質の向上

【目標①】

2023(令和5)年度末までに、県及び市町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目指します。

		2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
①障害福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制の構築	目標	—	⇒	⇒	⇒	構築
	実績	—	構築	構築	構築	

⑦障害福祉サービス等の質の向上のための取組

■指導監査結果の関係市町との共有

- ・ 県と20市町が参加する指導監査連絡会議を創設し、市町と指導監査の結果を共有する体制を整備した。

■障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

- ・ 事業所を対象とした集団指導へ市町職員の参加を促すなど、研修の一層の活用を図った。

■障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- ・ 佐賀県国民健康保険団体連合会を集団指導に招き、事業所や市町に対する自立支援審査支払等システムに係る指導を実施するなど、事業所や市町と審査結果を共有する体制を整備した。

⑦障害福祉サービス等の質の向上のための取組

■事業所における研修の充実

- ・ 事業所の依頼に応じて障害者虐待防止法の出前講座を開催するなど、権利擁護の視点を含めた職員研修の充実を図った。

■職場環境の改善

- ・ 国の補正予算に伴う「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を速やかに交付するための体制を庁内に整備し、職員の処遇改善等による職場環境の改善を支援した。

⑦障害福祉サービス等の質の向上に係る評価と対応方針

2022(令和4)年度評価

令和2年度に障害福祉課内に指導担当を新設するとともに、県と市町が連携を深めるための会議の場を設けるなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築しており、目標を達成している。

今後の対応方針

指導監査を適正に実施するとともに、市町と連携して指導監査を実施することにより、指導監査の充実を図る。

処遇改善加算等が未取得の事業所を後押しし、職場環境の改善を促す。